

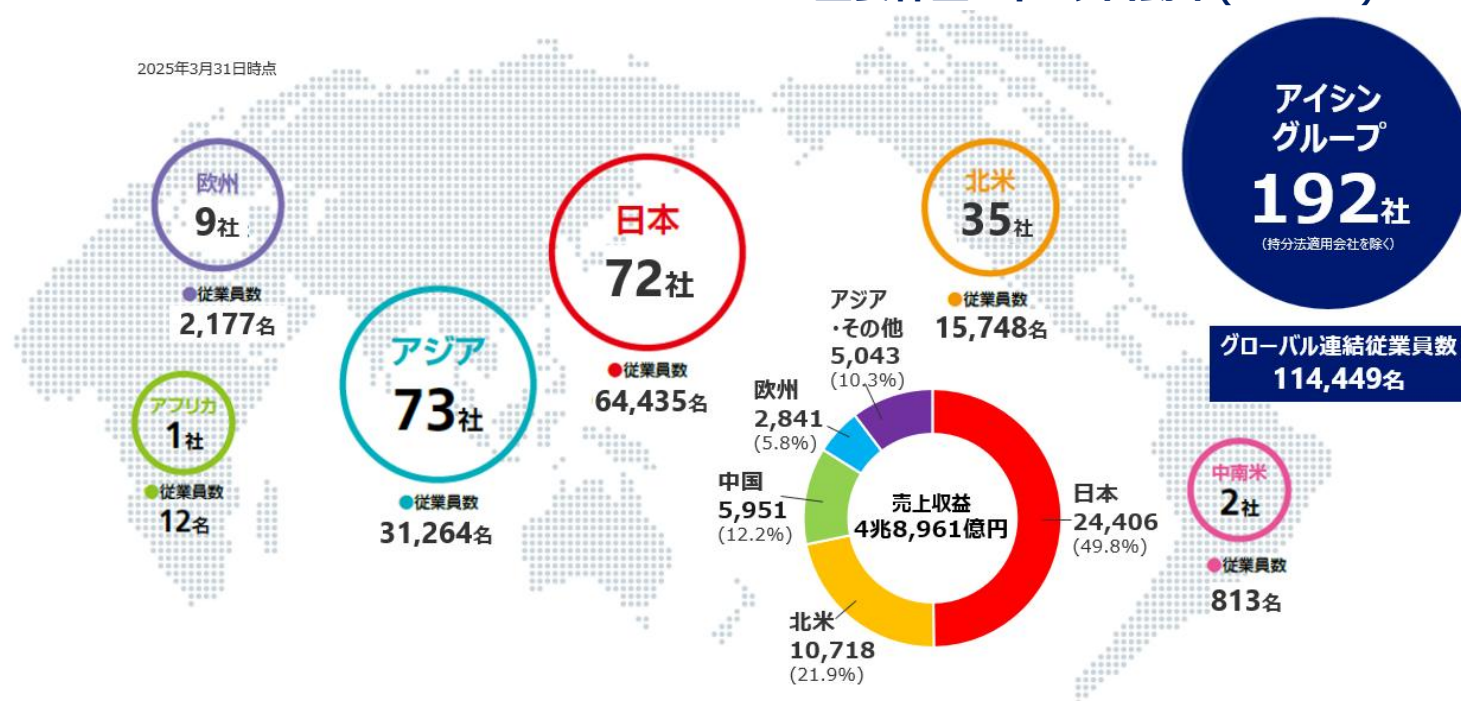
# 特定無線設備の技適マークの表示について

2025年11月25日  
株式会社アイシン

# アイシン 会社概要

- 社名 : 株式会社 アイシン
- 設立 : 1965年
- 経営理念 : “移動”に感動を、未来に笑顔を。

- 売上高 : 4兆8,961億円
- グローバル従業員 : 11万4,449名
- 業界売上高 : グローバル : 7位、国内2位
- 主要株主 : トヨタ自動車(21.35%)



日本を中心にグローバル展開する自動車部品サプライヤー

# 事業概要

※ LBS : Location Based Service (位置情報活用サービス)

## エネルギーソリューション他



家庭用  
コージェネレーションシステム



ガスヒートポンプ  
エアコン (GHP)

## 車体



世界シェア  
NO.1

パワースライドドア



パワーバックドア

国内シェア  
NO.1



操作レスでチェックイン  
デジタルキーシステム

サンルーフ

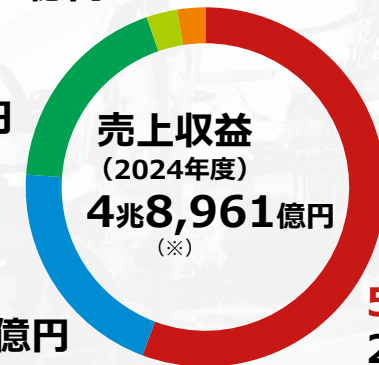


回生協調ブレーキ



自動駐車システム

## 走行安全



## LBS\*他



補修部品・用品  
(アフターマーケット)



乗り合い送迎サービス  
「チョイソコ」



リアルタイム  
音声認識アプリ  
YYprobe



Hydrad  
(微細な水粒子)

## パワートレイン

世界シェア  
NO.1



オートマチックトランスミッション



ハイブリッドトランスミッション



eAxle

幅広い事業領域でクルマの「走る」・「曲がる」・「止まる」に貢献

# 背景・困りごと

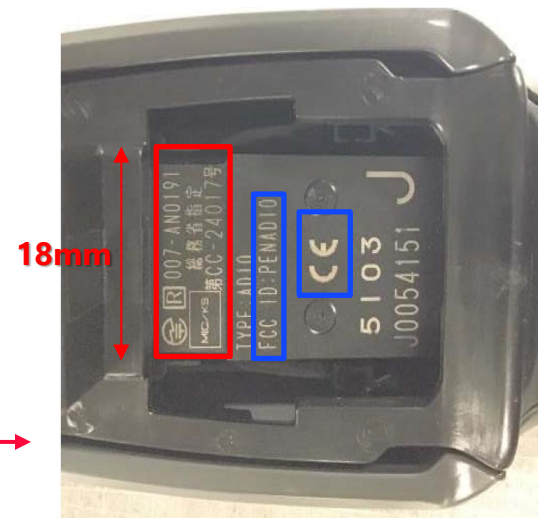
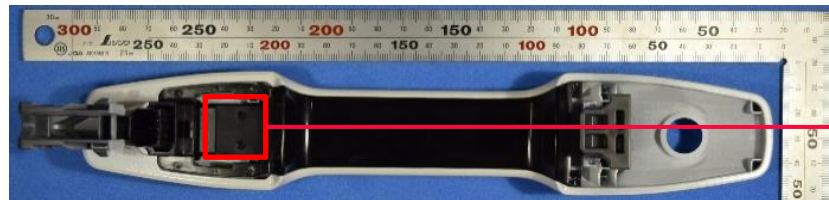
- 技適マークは、無線設備本体への表示が原則であり、容易に識別可能なものでなければならない
- 無線設備の大きさや製品の形状の特殊性により、印字スペースが確保できない場合、印字ミスによる廃却コストが生じる恐れあり。また、すべての仕向国のマークを印字できない場合、品番を分けて生産する必要が生じ、多大なコストが発生
- 数年前、スマートフォン等を念頭に表示方法がやや拡充されたが、利用することができない

電波法に基づく特定無線設備 基準認証制度マニュアルより抜粋



図6 工事設計認証の表示の様式  
工事設計認証番号

# デジタルキー向けアウトサイドドアハンドル内蔵無線機器の場合



限られたエリアに品質管理情報（トレーサビリティ）に加え、電波法へのマーキングを印字している

印字場所は、車両搭載状態でエンドユーザーからは視認できない

本製品は、共通で多くの車両に搭載されることから、世界各国の電波法認証を取得し、マーキングをする必要がある

日本の電波認証は、マーキングの負荷が欧米に比べて大きい  
表示エリアにおける占有も高く、品質保証（廃却リスク）、設備の調整負荷も大きい

表示エリアが確保できなくなった場合、マーキングのためだけに仕向けごとに生産を分ける必要あり、その場合コストインパクトは非常に大きい

# 直接表示の例外（要件）

## 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（抜粋）

### 第20条（表示）

法第38条の26の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- ① 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所（**体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備** その他の当該表示を付することが困難又は不合理である**特定無線設備**）にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法
- ② 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法
- ③ 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

**例示が極めて限定的な事由であるため、「当該表示を付することが困難又は不合理」という要件が容易に認められない（トレーサビリティ情報や他国のマークを印字できるなら、「表示を付することが困難」には当たらないと解釈されてしまう）**

# 直接表示の例外（表示方法）

## 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（抜粋）

### 第20条（表示）

法第38条の26の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- ① 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付することが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（**取扱説明書及び包装又は容器**を含む。）の見やすい箇所）に付す方法
- ② 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって**当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示**することができるようにする方法
- ③ 様式第7号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて**当該特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示**することができるようにする方法

**①包装・容器がない、②ディスプレイを備えていない、③ディスプレイに接続できない無線設備は、原則通り、直接表示する他ない**

IoTの進展やデバイスの小型化・多様化に伴い、直接表示することが困難な無線機器が増えています。かかる無線機器は、**DXの推進やUX（ユーザー体験）向上**のために重要なものであり、日本の事業者が競争力を維持していくためには、マーキングにかかる**コストの削減や納期を短縮**することが不可欠です。他方、ユーザーによる**技術基準適合性の確認**という観点からも、新たな規律が必要になってきている状況です。

つきましては、下記のご検討をお願いしたく存じます。

- 技適マークを無線設備に**直接表示しなくてもよい場合の要件の拡充**（大きさ、形状により表示が困難な場合、法律に基づく他のマーク、あるいは外国法に基づくマークにより表示が困難な場合等）
- 要件に該当する場合に取りうる**表示方法の拡充**（取扱説明書のみ、二次元コード等）

